

ふるさとせんなん事業者応援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内への起業や新たな地場産品の創出に係る事業所立地、また中小企業者等の創意工夫及び自助努力による取組に対し、泉南市市費単独補助金交付事務取扱規程(昭和48年泉南市規程第2号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより予算の範囲内において、ふるさとせんなん事業者応援補助金(以下「補助金」という。)を交付することによって、地域の活性化及び地場産業の振興並びに市民生活の質の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者、一般社団法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人、農事組合法人その他市長が認める者をいう。

(2) クラウドファンディング

市が行う事業者提案の公募により採択された事業を実施するための資金を、市が指定するインターネットサイトで募集し調達することをいう。

(3) 補助対象事業

事業者の取組のうち、別表第1に掲げる事業をいう。

(4) 補助対象経費

事業者の取組に係る必要経費のうち、別表第1に掲げる経費をいう。

(5) 目標額

補助対象経費の2分の1の額をいう。

(6) ふるさと納税

個人が応援したい自治体に寄附をした場合、手続きをすると一定の上限額から自己負担額の2,000円を除いた全額が所得税及び住民税から控除される制度をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、市が行う事業者提案の募集により採択された者(以下「採択事業者」という。)のうち、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 自らが事業の実施主体である者

(2) クラウドファンディング等により、寄附を受けた額(以下「寄附額」という。)が目標額に達した者、又は寄附額が目標額に達しない場合であっても、採択事業者が自らの責において事業を行うことを市と協議し、市の同意を得た者

(3) 市内に事業所等を設置(設置予定を含む。)し、継続した事業活動を行うことができる者

(4) 市町村税の滞納がない者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、又は同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくは泉南市暴力団排除条例(平成25年泉南市条例第18号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(6) 本事業に係る製品及びサービス等を市のふるさと納税の返礼品に登録する者。ただし、本事業に係る製品及びサービス等が市のふるさと納税の返礼品として登録できない場合は、この限りではない。

(補助金の額及び補助限度額)

第4条 補助金の額は、寄附額の10分の5の額とする。ただし、補助対象経費の額の範囲を超えないものとする。

2 補助金の額の算出に当たり、1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 寄附額から補助金及び必要経費の額を差し引いた額は、泉南市ふるさと泉南応援寄附条例（平成 20 年泉南市条例第 21 号）の規定に基づき管理するものとする。

（交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする採択事業者は、ふるさとせんなん事業者応援補助金交付申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添付し、市長に申請するものとする。

（交付の決定及び通知）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、可否の決定を行うものとする。

2 前項の規定による決定をした場合において、市長が必要であると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、ふるさとせんなん事業者応援補助金交付決定通知書（様式第 2 号）、また不交付の決定をしたときは、ふるさとせんなん事業者応援補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により採択事業者に通知するものとする。

（補助事業の着手）

第 7 条 補助事業の着手は、原則として補助金の交付の決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、補助金の交付の決定前に補助事業に着手する必要がある場合は、市長に対しふるさとせんなん事業者応援補助金交付決定前着手届（様式第 4 号）を提出した後に着手することができる。

（補助事業の変更等）

第 8 条 交付決定を受けた事業者（以下「決定事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業をやむを得ない事情により変更し、又は中止し、若しくは廃止する場合は、ふるさとせんなん事業者応援補助金変更等承認申請書（様式第 5 号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

（補助事業の変更等の承認）

第 9 条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査のうえ、可否の決定を行うものとする。

2 前項の規定による決定をしたときは、ふるさとせんなん事業者応援補助金変更等承認（不承認）通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

（繰越協議）

第 10 条 決定事業者は、交付決定を受けた年度において、その事業が年度内に完了しないと見込まれる場合は、ふるさとせんなん事業者応援補助金繰越協議書（様式第 7 号）を当該年度の 2 月 1 日までに提出し、市長と協議を行うことができる。

（繰越承認）

第 11 条 市長は、前条の協議書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ、繰越の可否を決定し、ふるさとせんなん事業者応援補助金繰越承認（不承認）通知書（様式第 8 号）により通知するものとする。

（実績報告）

第 12 条 決定事業者は、事業が完了した日から 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、ふるさとせんなん事業者応援補助金実績報告書（様式第 9 号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（補助金の確定及び通知）

第 13 条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、ふるさとせんなん事業者応援補助金確定通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、決定事業者が補助事業を完了した後において交付する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は補助金の目的を達成するため、又は補助事業の性質上、当該補助事業の完了前に補助金を交付する必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を補助事業が完了する前に概算払により交付することができる。

(補助金の請求及び精算)

第15条 補助金の請求は、ふるさとせんなん事業者応援補助金交付請求書(様式第11号)、また概算払に係る請求をするときは、ふるさとせんなん事業者応援補助金概算払請求書(様式第12号)により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受け付けた日から30日以内に補助金を支払うものとする。

3 前条第2項の規定により補助金の概算払を受けた者は、第12条に規定する実績報告書を提出する際に、ふるさとせんなん事業者応援補助金概算払精算書(様式第13号)を添えて、市長に提出しなければならない。

(取消し及び返還)

第16条 市長は、決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 法令又は条例若しくはこの要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、当該取り消した部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めてその返還を命ずるものとする。

(事業成果の報告)

第17条 決定事業者は、補助金の交付が決定した日の属する年度の翌年度から起算して3年間は、補助金の交付を受けた事業の進捗を定期的に市長及び寄附者へ報告しなければならない。

(書類の保存)

第18条 決定事業者は、補助事業に関する書類及び帳簿等の関係書類について、補助金を交付した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 決定事業者は、補助事業により取得し、又は建設した不動産その他補助事業により購入し、又は効用の増加した財産で市長が補助金の交付の目的を達成するために、特に必要があると認めて別に定めるものを、市長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案し、その事業の完了する日の属する年度の翌年度から起算して5年を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助対象事業	補助対象経費
市内での起業や、新たな地場産品の創出に要する事業所の立地に関するもの（原則、ふるさと納税の返礼品として活用できるものとする）	工場・作業場等の建物取得に要する建設費
	建物附帯設備の整備又は取得に要する経費
	構築物及び機械装置等の取得に係る経費
	建物賃借による増改築費
	備品購入費
	委託費
	外部評価費
	その他新たな地場産品の創出に要する経費
中小企業者等が行う製品・サービス等の生産、製造、加工等の強化（増産）等に関するもの（ふるさと納税の返礼品として活用できるものとする）	工場・作業場等の建物取得に要する建設費
	建物附帯設備の整備又は取得に要する経費
	構築物及び機械装置等の取得に係る経費
	建物賃借による増改築費
	備品購入費
	委託費
	外部評価費
	その他製品・サービス等の生産、製造、加工等の強化及び開発等に要する経費

ただし、公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、土地の造成、土地の購入費その他社会通念上不適切と認められる費用は、対象経費には含まない。